中小企業の健全性支援マガジン(毎月1日発行)

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2020. 1 No. 341

健全性支援実績No1を目指す!

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F TEL(06)6538-0872 (編集担当 岸本) E-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

「経営のお役立ち情報]

- I. 確定申告の準備、進んでますか
- Ⅱ. 資金調達の実践力
- §. 共栄会開催のご案内

[今月のトピックス]

- ・国税庁情報コーナー
- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

謹 賀 新 年

本年も**TFG**(**TFG**税理士法人、株式会社 東亜経営総研、**TFG**共栄会、**TFG**ニュース)をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

経営者の皆様にはご健勝にて令和初の新しい年を迎えられたこととご拝察申し上げます。 旧年中は何かとご交誼を賜り誠に有難うございました。厚く御礼申し上げます。 皆様におかれましては、年頭に際し今の経済の難局突破のため、今年こそはと何らかの企業経営上 の思いを心に刻まれたことと思います。 どうかその思いが叶う良き年になります様、心よりご祈願申し上げます。

永年お付き合いを頂いております経営者の皆様は、お聞きになられたことがあるかと思います。 あの時、あの場面で挑戦しておけばよかったと後で後悔することがありませんよう、恐縮ながら「経営」に関する**丁戸**国理論をご紹介させていただき、新年のご挨拶にかえさせていただきます。

皆様の益々のご発展を**丁戸** □ 一同心よりお祈り申し上げます。

TFG 理事長 田中洋子

経営とは何だ それは成長だ!

成長とは何だ それは投資だ!

投資とは何だ それは挑戦だ!

挑戦の源泉は何か それは強烈な精神エネルギーである!

その精神エネルギーの源泉は何か
それは眼前せる課題の存在である!

課題の存在 それは課題探求力だ!

課題探求力 それは自己内省力だ!

自己内省力 それは自己修練なり!

故に経営とは自己修練なるものである!

I. 確定申告の準備、進んでますか?

―― 留意点のおさらい ――

いよいよ、2020年の幕が開きました。ほどなく2019年分の確定申告のシーズンがやってきます。

『そんなの、まだまだ先の話でしょ?』と思っていらっしゃるみなさん!

本当に確定申告に必要な資料や書類の手配はお済みですか?

締め切りの間際になって「あれがない、これがない」なんてことがないように今のうちから準備するように心がけておきましょう。

今回は税理士事務所の立場から「これがないのですが…」という問い合わせが多くなると思われるもの を挙げていきたいと思います。

■収入と支出の確定

まず、なんといっても収入と支出(経費)を確定させるところから確定申告は始まります。毎月巡回を受けていらっしゃる方はデータとして残っているので問題はありませんが、確定申告に向けて準備するという方は今から準備しても決して早すぎることはありません。その際、経費の領収書、特に税金の支払い(自動車税や固定資産税など)の納付後の領収書の保存がなおざりになっている方が多いように思いますので注意してください。

■所得控除

次に所得控除ですが、毎年のように問い合わせさせていただくことが多いものとして以下のものが挙げられますので、失くしてしまった、という方は今のうちに再発行等の手配をしていただくことをお勧めします。

- ・ 生命保険料控除証明書 (毎年秋口に保険会社から郵送されているものです)
- ・国民年金の控除証明書(毎年秋口に年金事務所から郵送されているものです)
- ・国民健康保険料の支払い状況がわかる書類(役所ごとで扱いは違いますが、多くの箇所で年明け早々に支払 総額がわかる資料を送ってくれるようです)
 - *口座振替をされている方は国民健康保険料が引き落とされている口座の通帳の提示で代用ができます。
- ・小規模企業共済等掛け金の控除証明書(毎年秋口に該当支払先から郵送されているものです)
- ・医療費の領収書(これは原則として再発行されません。したがって、あるものでしか処理することができません)
- ・ 寄付金の支払証明書(これも原則として再発行されません。したがって、あるものでしか処理することができません。ふるさと納税をされている方は特に注意してください)

■その他

以下の項目は該当する方のみ注意していただければ結構です。

1.動産・不動産を問わず物品を譲渡された方

売却時の契約書が必要になるのはご理解いただけると思いますが、実は購入時の契約書 (いつ、いくらで購入したのかがわかるもの) も必要です。これがない場合は売却額の5%相当額で購入したものと

して所得税を計算することになります。また、不動産を譲渡された場合は対象物の登記事項証明書も 必要です。

2. 株式を取り扱われている方

NISA はもともと所得税非課税のものなのでそれに関する書類は不要です。また、特定口座を利用されている方でその口座が源泉徴収ありとなっている場合は必ずしも特定口座年間取引報告書の提出が求められるわけではありません(ただし、前年からの上場株式の譲渡損失の繰り越しがある場合等、出していただければ有利に働くこともあります)。株式の譲渡があった方で確定申告の対象とならないのは以上のケースのみです。

したがって、上記以外の株式の譲渡については売却時、購入時の契約書等金額のわかるもの、源泉徴収なしの特定口座年間取引報告書(証券会社から年明けに届きます)等が必要となります。

3. 住宅ローン控除を受けている方または受けようと考えておられる方

住宅借入金等特別控除額の計算明細書(最初に受けようとする年度にこちらでお作りします)と金融機関等 の借入金残高証明書(毎年秋口に金融機関等から送られます)が必要です。

住宅借入金等特別控除額の計算明細書の作成にあたっては以下のものが必要です。

- 住宅等購入時の契約書
- ・住宅等の登記事項証明書

なお、2年目以降住宅ローン控除を受けようとする際には初年度に作成した住宅借入金等特別控除 額の計算明細書の控えをご準備ください。

以上、主だったものを挙げてみましたが、共通して言えることはここで挙げているものについて出していただければ絶対に納税者側が損しないもの、ということです。「あっ、この書類があったら税金が抑えられるかもしれない」、そんな意識を持っていただいて確定申告の準備を進めていただければ幸いです。



国税庁情報コーナー

■国外財産の調書の提出義務について

居住者(「非永住者」の方を除きます。)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに所轄税務署長に提出しなければなりません。

国外財産とは、「国外にある財産をいう」とされ、「国外にあるか」どうかの判断は、財産の種類ごとに、 その年の12月31日の現況で行います。また、国外財産調書を提出する際には、「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

2018 年に CRS (コモン・レポーティング・スタンダード)が日本でも導入され、税務当局は世界中で 100 以上の国・地域の金融機関へアクセスが可能になっています。また、未提出の場合、極めて重いペナルティーが設けられております。忘れず提出するようにして下さい。ご不明な点は**丁戸**雪までご一報くださいませ。

Ⅱ資金調達の実践力

--- 銀行に断られた!---

「大丈夫と言ってたじゃないですか?」、「ところが、どうしても審査部が OK を出してくれなくて・・・」、「ふざけるな!」っと、中小企業の経営者と金融機関の担当者との間では、こういったことがしばしば起こります。

経営者からすれば死活問題にも発展するがゆえに、大層な剣幕で怒り爆発となることは想像に難くない。こう した直前での融資のダメ出しがなぜ起こるのか?銀行や信用金庫の内部でさまざまに起こる事情を少し考え てみましょう。

■金融機関の内部事情

融資の否決原因を金融機関の内部事情に言及する場合、1. 支店長が最終決済時に「ノー」と言う、2. 担当者の力量不足、3. 本店審査部の意向にそぐわなかった、概ねこの3つが挙げられます。

- 1. は支店長の異動と重なった場合を想定するとわかりやすいです。同じ支店内であっても、支店長の立場が社内で違えば、権限や決済範囲の金額も変わります。「前の支店長だったら・・・」と金融機関の担当者から言われた経営者も少なくないかと思います。
- 2. の担当者の力量不足は1. にも通じるものがありますが、稟議書の書き方次第で融資の可否に違いがでます。
- 3. については「始めからわかるはずだろう?」となる経営者が多いと思いますが、組織というものは金融機関に限らず、想定外の反応を起こすものです。「本店審査の基準はどこにある?」と言ったところでどうなるものでもありません。また、あえて本店を理由にして断りを入れてくるケースもあります。金融機関が融資を断ったことには理由があるのに違いないものの、本当の理由を伝えてくることはないです。腹立たしい気持ちは理解できますが、スイッチを切り替えて前に進まなければなりません。

■公的金融機関の活用

こうした思いもよらぬ状況に陥った際の資金調達先として頭にいれておきたいのが、公的金融機関です。 ここでは、日本政策金融公庫と信用保証協会を紹介します。

具体的な資金調達の手立てとして、まずは日本政策金融公庫の資本制借入金(劣後ローン、劣後借入とも呼ばれる)を紹介しましょう。資本制借入とは、融資を資本に組入れることであり、借入期間 5 年の元金均等で毎月返済していたものを、5 年後に一括返済する形にし、毎月の返済は金利のみにする等です。「挑戦支援強化特例制度」という商品がその一つです。成長期でなかなか資金調達が苦しい場合や事業再生時に活用されています。条件はいくつかありますが、日本政策金融公庫では、5 年 1 カ月以上 15 年以内の返済といった期限があるほか、事業計画の提出や四半期ごとに経営状況の報告も求められます。

この資本制借入の重要な特徴は、資本に算入できる点です。資金調達が苦しい場面において、借入れを資本 として見なせるのであれば、もし債務超過であった場合、こうした資金を入れることで、理屈上、そこから 脱却できるケースが生まれます。したがって、新たな借入れへのハードルが下がることになります。あまり に業績が悪い場合には利用できないこともありますが、こうした商品の存在を知って活用することが重要で す。

一般的に日本政策金融公庫での資金繰りが厳しい場合に出てくるのは、セーフティーネット系の商品だった り、事業再生系の商品だったりしますが、是非、資本制借入といった角度の違う商品があることも頭に入れて おいていただきたいと思います。

そして、信用保証協会については、平成30年4月に改正された信用保証協会法の一部に「メインバンクが十 分な融資を行えない場合には信用保証協会が他の金融機関を紹介するといった取り組み~」とうたっています。 つまり、メインバンクが融資を十分にしてくれないようであれば、信用保証協会が他の金融機関を紹介してく れるということです。理由はともかく、金融機関から融資の断りを受けた時の一つの手段として、信用保証協 会に堂々と話に乗ってもらえるのであれば、これを使わない手はありません。

今回の改正の背景には、さまざまな中小企業金融の在り方、金融庁の考えがありました。改正への原動力の 一つに、「プロパー融資と協会付融資のバランスをとるべき」といった金融庁の意向がありました。「できれ ば協会付融資にしたい」というのは「ダメ」とする考え方が根底にあります。少し余談にはなりますが、今後 の中小企業の資金調達においては、ぜひとも知っておいて欲しいことであります。

余談はさておき、「銀行に融資を断られた!」時のあるべき基本姿勢として2つ挙げておきます。

- ① 喧嘩腰はNG。要するに、金融機関の悪口を言い立てるのは良くないということ。
- ② 事実に基づき話をすること。

そもそも信用保証協会に行く前に、金融機関に声をかけておくべきか、といった問題があります。金融機関 なら「行くな」とは言えないのが当たり前です。しかし、たとえ断られて頭にきたからといって、知らん顔で 行くのもいかがなものでしょうか。喧嘩腰 NG の意味は、その金融機関と今後も付き合うかどうか、といったこ とも含めて検討すべきかと思われます。



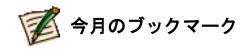
厚生労働省情報コーナー

■労働者不足への対処法~労働経済動向調査からわかる他社の取組み

現在、労働者が不足していて、かつ、過去1年間に何らかの「対処をした」事業所の割合は70%、今後 1年間に「対処をする予定」の事業所の割合は66%でした。対処策としては、過去1年間・今後1年間と も「正社員等採用・正社員以外から正社員への登用の増加」の割合が最も多く挙がりました(過去1年間: 63%、今後1年間:61%)。他には、「臨時、パートタイムの増加」(過去1年間:44%、今後1年間:36%)、「派遣 労働者の活用」(過去1年間:40%、今後1年間:36%)、「配置転換・出向者の受入れ」(過去1年間:24%、今後1 年間:23%) が続いています。

賃金以外の在職者の労働条件の改善として、休暇の取得促進、所定労働時間の削減、育児支援や復帰支援の 制度の充実などに取り組んでいます。これらの労働条件の改善は、前回調査 (2018年8月) と比べると上昇幅が 最も大きく(前回:24%、今回:34%)、企業は社員が働きやすい環境の整備に力を入れているようです。

上昇幅では上記賃金以外の在職者の労働条件の改善がトップでしたが、次いで「在職者の労働条件の改善(賃 金)」(前回:29%、今回:33%)なども上昇しています。



企業の競争力の源泉といえばヒト・モノ・カネ・情報で、その中でもノウハウは希少な資源となります。 この知的財産をいかに保護し、活用するかが重要ですが、特許・実用新案・意匠・商標について知らない 人は多いと思います。キッズ向けページではありますが、こうした知的財産について、特許庁のホームペ ージでわかりやすく紹介されています。

「特許庁 キッズページ」

https://www.jpo.go.jp/news/kids_page/index.html

TFG共栄会・例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

● 日 時: 令和2年4月27日(月) 受付 午後4時10分より

● 内 容: (第一部)研究部会・研修会 午後5時00分より

テーマ「社長最後の大仕事・事業承継!」

- 次世代へつなぐ信用・企業価値 -

講 師:弁護士法人 飛翔法律事務所

弁護士 五島 洋 氏

(第二部) 情報交換懇親会 午後7時00分より

(午後8時30分終了予定)

※会場内での立食形式による交流会

▶ 会 場:ホテルモントレ グラスミア大阪 21 階「ブルーベル」

● 会 費:5,000円

以上、詳しくは**丁戸**5共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

〒〒 □では経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・ 進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ!

― 起業・革新・ベンチャー支援・・・・ ★ ※ F= C= roup

TFG 検索

■■■■■ 税 理 士 法 人 株式会社 東 亜 経 営 総 研

野村不動産四ツ橋ビル8F (06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896

〒550-0011大阪市西区阿波座1丁目4番4号

[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

┰⋤155ニュース編集担当 岸本 圭祐

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております